

国立大学法人静岡大学ネーミングライツ事業募集要項（提案募集型）

国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人静岡大学ネーミングライツ事業規則に基づき、自己収入の拡大を図り、本学の教育及び研究に資することを目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が事業者等（法人及び法人以外の団体（以下「法人等」という。）並びに法人等により構成された団体及び個人をいう。）に命名権（事業者等が本学の施設等の愛称を決定する権利をいう。）を付与し、命名権を付与された事業者等（以下「命名権者」という。）からその対価（以下「命名権料」という。）を得る事業をいいます。

そのうち、事業者等が対象施設等を特定してネーミングライツ事業を本学へ提案することにより実施する提案募集型のネーミングライツ事業について、募集内容等を本募集要項により定めます。

2. 対象施設等

原則本学が保有する施設等ですが、対象としない施設等もあるため、事前相談の際に確認してください。

3. 命名権の付与期間

命名権を付与する期間は、3年以上5年以下とします。

4. 命名権料

施設等の特性、広さ等、その他の事情を総合的に勘案し、対象施設等ごとに決定します。

5. 応募資格

以下の各号に該当しない事業者等が応募できるものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらと密接な関係を有するもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの

- ⑦ 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体をいう。以下同じ。）
- ⑧ 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと本学が認めるもの

6. 命名権の付与条件

- ① 命名する愛称は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学施設等にふさわしい愛称とし、次に掲げるものは認められません。
 - ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - ・ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - ・ 政治団体の宣伝に関するもの
 - ・ 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
 - ・ 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
 - ・ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に関するもの
 - ・ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
 - ・ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - ・ たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・ 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - ・ 社会問題の主義及び主張に関するもの
 - ・ 個人、団体又は組織等の名刺広告に関するもの
 - ・ その他表記する愛称として適当でないと本学が認めるもの

7. 命名権者の特典、付与条件等

命名権者には、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

- ① 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等の愛称のサイン、案内看板等を設置で

きます。なお、愛称のサイン、案内看板等の内容（デザインや大きさ等）等、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。

- ② 本学の公式ウェブサイト等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、愛称を積極的に使用します。ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。（広報媒体によっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。）
- ③ 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等を使用して契約期間内の年2回までイベントを実施することができます。実施できるイベントは、大学施設内で行うイベントに相応しいものとし、実施にあたっては本学と協議が必要です。（年2回の使用を確約するものではございません。また、その施設の特性によりイベントにご使用いただけない施設もあります。）
- ④ 命名権者は、本学の命名権者であることをPRすることができます。
- ⑤ 命名権の付与期間（契約期間）終了の3ヶ月前までに契約更新を申し入れた場合は、当該施設等の契約更新に際して優先して協議を行います。
- ⑥ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

8. 愛称の表示、使用等に伴う費用負担等

- ① 愛称のサイン、案内看板等の設置、変更及び命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします。（命名権料とは別に負担願います。）
- ② 愛称の使用開始日において、愛称のサイン、案内看板等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及び命名権料に変更はありません。
- ③ 愛称のサイン、案内看板等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべて命名権者の負担とします。

9. 応募方法

(1) 受付期間

随時、提案を受け付けています。

(2) 事前相談（問合せ）

ネーミングライツ事業実施申込書（別記様式第1号）の提出前に条件等の確認が必要になるため、必ず事前相談（問合せ）を行ってください。提案内容（希望施設、金額、契約期間、愛称案、サイン等掲出のレイアウト案等）が分かる書類（様式任意）をご提出いただいた後、希望施設の管理部局等で条件等の確認を行います。

(3) 提出書類

事前相談を行い希望施設の管理部局等の確認がとれた後、本学の指定する期日までに下記の書類を提出してください。提出方法は郵送または持参とします。

- ① ネーミングライツ事業実施申込書（別記様式第1号）

- ② 事業者等の概要を記載した書類（会社概要等）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書発行 3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）
- ⑦ サイン等のデザイン及び配置が確認できる書類

※④⑥は正本1部ご提出ください。

(4) 応募に係る留意事項

- ①ネーミングライツ事業実施申込書（別記様式第1号）の受付をもって、当該施設等に係る受付は一旦停止し、当該応募について審査します。なお、当該応募が不採用になった場合は、受付を再開します。ただし、同時期に同一施設等に複数の事前相談があった場合には、1者から応募申請が行われた場合であっても、他者に応募の意向確認をした上で、複数の受付を行う場合があります。なお、当該期間は2週間とし、この間に応募申請が行われない場合は、以降の受付は行いません。
- ②提案及び申込に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。
- ③必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ④提出された書類は、選定の際使用するほか、関係機関に意見を求める目的で必要な範囲に限定して複製し使用することがあります。
- ⑤提出された書類の返却には応じません。
- ⑥提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。
- ⑦募集に際し、本学が提示する資料は、事業の提案を行う目的以外の目的で使用することはできません。

10. 申込書の提出先及び問合せ先

静岡大学総務部広報・基金課広報係

〒422-8529 静岡県静岡市駿河区大谷 836

TEL：054-238-5179

E-mail：koho_all[at]adb.shizuoka.ac.jp

※[at]を@に変更してご利用ください

11. 選定方法

選定にあたっては、次の選定項目をもとに、本学の審査委員会において、資格要件、選定基準（応募の趣旨、愛称等、命名権料、契約期間）等を総合的に判断し選定します。なお、応募者が1者のみの場合であっても、命名権者としてふさわしいかどうかを判断します。また、いずれの応募についても不採用とする場合があります。

(1) 資格要件

① 資格

- ・ 応募資格を満たしているか
- ・ 過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか
- ・ 経営基盤が安定しているか

(2) 選定基準

① 愛称等（デザインを含む）

- ・ 学生及び教職員に受入れられるか
- ・ 施設のイメージを損なうおそれがないか
- ・ 本学が定める整備計画に照らし不都合な点はないか

② 応募の趣旨

- ・ 事業の趣旨にかなっているか

③ 命名権料

- ・ 高額であるほど高評価とする

④ 契約期間

- ・ 期間設定は適切か

⑤ 施設等の知名度や魅力向上

- ・ 施設等の知名度向上に資する提案か
- ・ 施設の付帯設備の更新など、施設等の魅力向上に資する提案か

⑥ その他

- ・ 教育、研究における本学との連携、本学への支援など、アピールできるポイントがあるか

12. 選定結果の通知、公表

選定結果は、すべての応募者に通知します。審査の結果、選定基準を満たす者がいない場合には、命名権者を選定しないこととします。また、契約を締結した後、その法人名、施設等の「愛称」等について本学の公式ウェブサイト等で公表します。

13. 契約の締結

本学は、命名権者の決定を通知した事業者等と命名権の契約を締結します。

14. 命名権料の納入

本学が発行する請求書で指定された期日までに、年度ごとに一括で納入していただきます。事業が年度途中で開始・終了する年度の納入額は、原則として、月割りで算出した額となります。

15. リスクの分散

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等に付けた愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、命名権者が負うこととします。

16. 契約の解除

本学及び命名権者は、契約相手方が、次のいずれかに該当するとき、契約を解除することができることとします。

この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とし、原則として既納の命名権料は返還しません。

- (1) 契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- (2) 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 契約に定める条項に違反したとき。
- (4) 法令、本学の規則等に違反し、かつ、本学からの是正の勧告に速やかに従わないとき。
- (5) 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (6) ネーミングライツ事業への応募資格を満たさなくなったとき。
- (7) ネーミングライツ事業の継続が困難となったことを理由として本学に契約解除を申し出たとき。
- (8) その他本学が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。